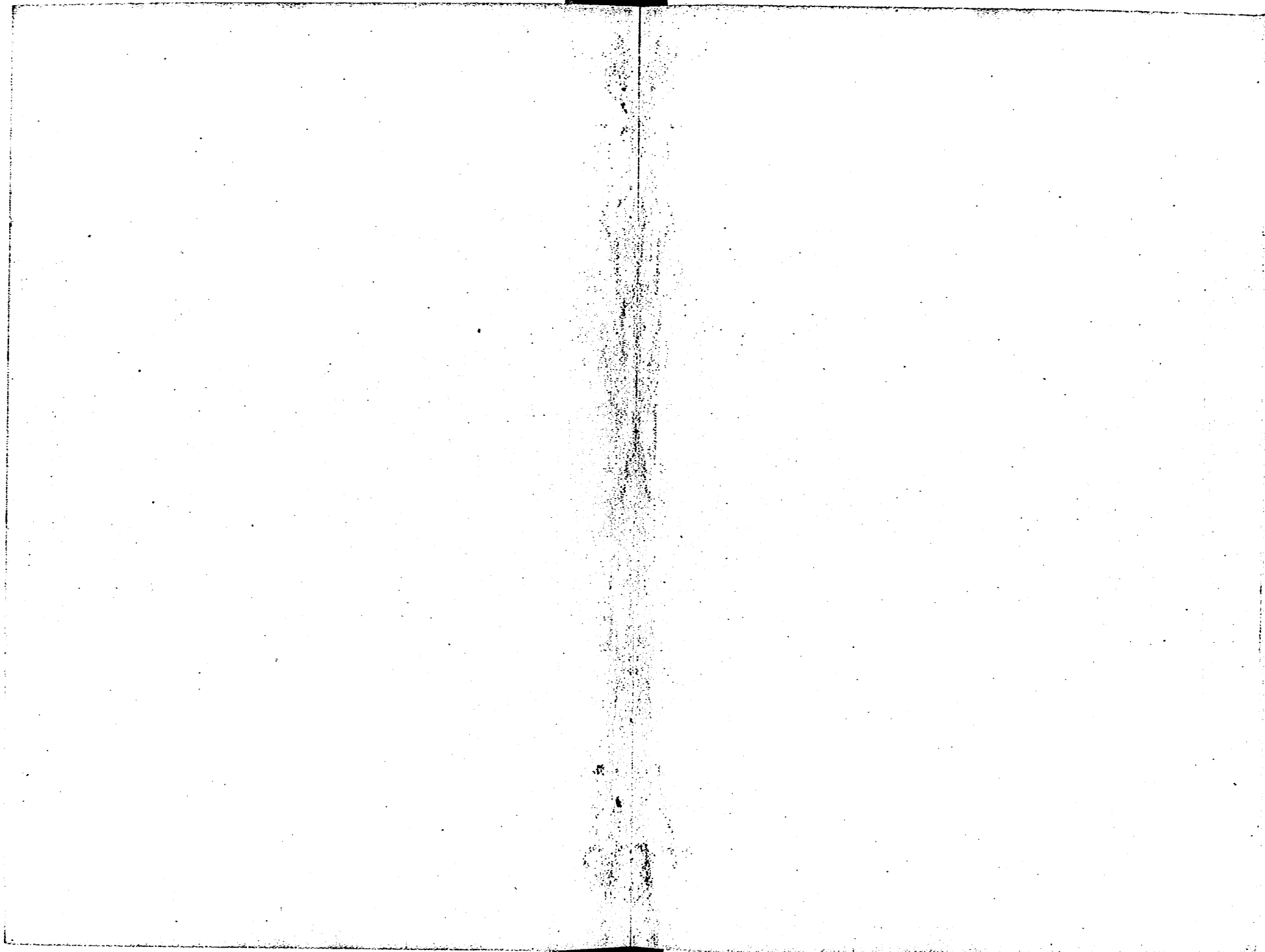


K121. 1

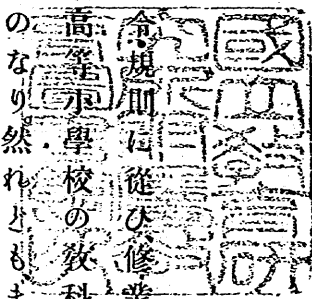
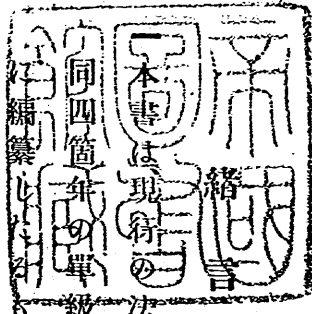
85

2





高等
單級修身教本乙篇教員用



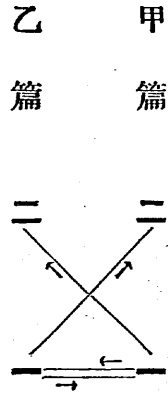
級に編制せる多級學校にも用ゐることを得べし。

一 修業年限二箇年の單級高等小學校においては、甲篇第一卷と乙篇第一卷とを隔年交互に使用して、同時に同一の教材をもつて教授する便をはかれり。たとへば今年、全級兒童(第一第二學年)同時に甲篇第一卷を用ゐるものとせば、翌年には、全級兒童(今年第一學年および新入學の兒童)同時に乙篇第一卷を用

か、またその翌年には、甲篇第一巻を用ゐるが如し。

一 修業年限三箇年の單級高等小學校においては、甲篇全部と乙篇全部とを隔年交互に使用して、同時に類同の教材をもつて教授する便をはかれり。たとへば、今年、甲組(學年第三の兒)に甲篇第二巻を用ゐ、乙組(學年第二の兒)に同第一巻を用ゐるものとせば、翌年には、甲組(學年第三の兒)に乙篇第二巻を用ゐ、乙組(學年第二の兒)に同第一巻を用ゐ、また、その翌年には、甲篇を用ゐるが如し。故に、兒童の方面よりこれをいはば第一年目に甲篇第一巻を授けらるるものは、第二年目に乙篇第一巻、第三年目に甲篇第二巻を授られ、または、第一年目に乙篇第一巻を授けらるるものは、第二年目に甲篇第一巻、第三年目に乙篇第二巻を授けらるること

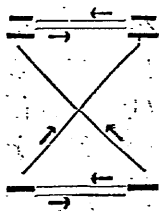
となるべし、いま、これを圖に示さば左の如し。



一 修業年限四箇年の單級高等小學校においては、甲篇全部と乙篇全部とを隔年交互に使用して、同時に類同の教材をもつて教授する便をはかれり。たとへば、今年、甲組(學年第三の兒)に甲篇第二巻、乙組(學年第二の兒)に同第一巻を用ゐるものとせば、翌年には、甲組(學年第三の兒)に乙篇第二巻、乙組(學年第二の兒)に同第一巻を用ゐ、また、その翌年には、甲篇を用ゐるが如し。故に、兒童の方面よりこれをいはば第一年目に甲篇第一巻を授けらるるものは、第二年目に乙

篇第十卷、第三年目に甲篇第二卷、第四年目に乙篇第二卷を授けらるることとなるべし。乙篇第一卷より始むる場合は、類推せよ。いまこれを圖に示さば左の如し。

甲篇
乙篇



一本書は、諸種の徳目を概説して種々の人物の行爲を例証する方法を取らず。成るべく完全なる徳行を具へたる古今人士の顯著なる行爲につきて、善行の模範を示さんことをつとめたり。然れども、修業年限の長き學校における年長の児童には、かかる方法を取ると同時に、程度の許す限りにおいて、簡單なる道德の概念を啓發せんことをつ

とめたり。

一本書の包容せる徳目は、教育に關する勅語に示したまへる全體に涉れり。すなはち、これを表に示さば、左の如し。

聖徳

甲篇第一課聖徳
乙篇第一課聖徳

甲篇第二課二宮尊徳先生

同 第三課二宮尊徳先生

同 第十二課税所敦子とヒ

乙篇第四課中江藤樹先生

甲篇第三課二宮尊徳先生

甲篇第十一課税所敦子とヒ

同 第十三課税所敦子とヒ

同 第十四課主婦の務

乙篇第九課瓜生岩女史

乙篇第十二課母の務

高等乙篇 緒言

高等單級修身教本

信

恭

儉

- 乙篇第八課中江藤樹先生
- 同 第十五課細井平洲先生
- 甲篇第六課二宮尊德先生
- 同 第八課二宮尊德先生
- 同 第九課二宮尊德先生
- 同 第十七課伊能忠敬先生
- 同 第十八課伊能忠敬先生
- 乙篇第三課中江藤樹先生
- 同 第五課中江藤樹先生
- 同 第六課中江藤樹先生
- 同 第八課中江藤樹先生
- 乙篇第十七課細井平洲先生
- 同 第二十四課伊東忠三氏
- 甲第五課二宮尊德先生
- 同 第十課公德

教員川

博

愛

修學習業

- 同 第十五課伊能忠敬先生
- 乙篇第十課瓜生岩女史
- 同 第十六課細井平洲先生
- 甲篇第四課二宮尊德先生
- 同 第十五課伊能忠敬先生
- 同 第十六課伊能忠敬先生
- 乙篇第二課中江藤樹先生
- 同 第十三課細井平洲先生
- 同 第十四課細井平洲先生
- 同 第十八課新井白石先生
- 同 第十九課新井白石先生
- 同 第二十一課伊東忠三氏
- 甲篇第七課二宮尊德先生
- 同 第十課公德
- 同 第十七課伊能忠敬先生

高等乙篇 諸君

公益世務

同 第十八課 伊能忠敬先生
同 第十九課 公德

同 第二十課 高田屋嘉兵衛氏
乙篇 第七課 中江藤樹先生

同 第二十課 國民の務

乙篇 第二十二課 伊東忠三氏

同 第二十三課 伊東忠三氏

甲篇 第十課 公德

國憲國法

乙篇 第二十課 國民の務

同 第二十五課 國民の務

義勇奉公

甲篇 第二十一課 高田屋嘉兵衛氏

同 第二十二課 高田屋嘉兵衛氏

同 第二十四課 楠木正行卿

甲篇 第二十三課 楠木正行卿

忠君愛國

同 第二十四課 楠木正行卿

同 第二十五課 忠君愛國

凡例

一 本書は、課數を少なくして、一課に多くの時間をあつることを得しめたり。これ、一には、教授事項を少なくして、深く造詣せしむべし。といふ斯學の攻究に一致せしめんことを庶幾したりと、また、一には、教授者に詳略の餘地を與へ、自由に「偶發の事項」を挿入することを得しめんがためなり。

一 本書は、極めて、文字・文章を簡易にしたり。これ、國語教授に關する現時および將來の趨勢を慮りて、これに一致せしめんことを庶幾したるなり。ことに、思想・感情および實行を重んずる修身科においては、文字・文章の解釋に力を費

やすことの不可なるを信じたればなり。
 一本書の本文には、説話の要領のみを記述し、その形容潤飾は、これを略せり。これ、一には、児童の讀書力を顧み、また、一には、教授者をして、多少の改案もしくは詳略の餘地あらしめんがためなり。
 一教員用書は、毎課、教授の目的、教授の要項、教授上の注意、主要なる設問の各項に分ち、その各項につきて、個條書として示せり。これ、本書の一特色にして、教授者をして、教授の要點を定め易からしめ、比較的僅少の勞力によりて、ただちに、完全なる教案を得しめんがためなり。

乙篇目次

教員用	第一課	第二課	第三課	第四課	第五課	第六課	第七課	第八課	第九課	第十課	第十一課	第十二課	第十三課
聖徳	中江藤樹先生(一)	中江藤樹先生(二)	中江藤樹先生(三)	中江藤樹先生(四)	中江藤樹先生(五)	中江藤樹先生(六)	中江藤樹先生(七)	瓜生岩女史(一)	瓜生岩女史(二)	瓜生岩女史(三)	母の務	細井平洲先生(一)	細井平洲先生(勸學)
聖徳	中江藤樹先生・立志	中江藤樹先生・恭敬	中江藤樹先生・孝行	中江藤樹先生・齊家	中江藤樹先生・勇氣	中江藤樹先生・公益	中江藤樹先生・躬行	瓜生岩女史・貞淑	瓜生岩女史・慈善	瓜生岩女史・愛國	母の務	細井平洲先生(勸學)	細井平洲先生(勸學)
兒童用卷一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	一	五	八	一二	一五	一八	二一	二四	二八	三〇	三三	三六	三八

第十四課	細井平洲先生(二)	細井平洲先生・尙師	四二
第十五課	細井平洲先生(三)	細井平洲先生・友誼	四五
第十六課	細井平洲先生(四)	細井平洲先生・寬恕	四七
第十七課	細井平洲先生(五)	細井平洲先生・禮敬	五〇
第十八課	新井白石先生(一)	新井白石先生・精勵	五三
第十九課	新井白石先生(二)	新井白石先生・成業	五七
第二十課	國民の務(一)	國民の務(一)	五九
第二十一課	伊東忠三氏(一)	伊東忠三氏・勉強	六二
第二十二課	伊東忠三氏(二)	伊東忠三氏・公益	六五
第二十三課	伊東忠三氏(三)	伊東忠三氏・發明	六八
第二十四課	伊東忠三氏(四)	伊東忠三氏・勤儉	七一
第二十五課	國民の務(二)	國民の務(二)	七三

高等單級修身教本乙篇教員用

第一課 聖徳

本課の目的

天皇・皇后陛下の御高德の一端を窺はしめて、忠愛の心を發揮せしめんとす。

本課の要項

- 一 今上天皇陛下の深く、大御心を國事に留めさせたまふこと。
- 一 御即位のはじめ、五條の御誓文を下させたまひしこと。
- 一 帝國憲法を發布せさせられ、また、帝國議會を開かせたまひて、立憲帝國の美を成したまひしこと。

- 一 皇后陛下の、女工を勵まさせたまふこと。
- 一 陛下の御仁徳高くましますこと。
- 一 陛下の深く教育に御心を注がせたまふこと。
- 一 勸學の御歌。

教授上の注意

- 一 今上天皇陛下が、國家多難の際、九五の御位を踐ませられ、つとに、開國進取の大詔を下して、嚮ふところを四民に知らしめたまひし御聰明のほどに感佩せしむべし。
- 一 外國における憲法の、君民争鬭の間に授受せられしことを語りて、わが國における憲法發布の状況と比較せしめ、聖恩の優渥なるに感ぜしむべし。
- 一 憲法發布當日の盛儀については、その地方にて行はれた

- りし祝賀會の模様等を回想せしむべし。
- 一 皇后陛下の、慈仁の御徳に富ませらるること等につきては、赤十字社を保護したまふこと、慈惠醫院へ行啓せさせたまひて、病苦に苦しめるものを慰め、勞らせたまふことなどによりて、その一斑を伺ひ奉らしむべし。
- 一 皇后陛下が、尊貴の御身にて、みづから蠶を養はせたまふことについては、陛下の、殖産の事に御心を留めさせたまふことの深きに感佩せしめ、かしこかれども、陛下に倣ひ奉りて業務にいそしみ、もって、國富をまささんの心をおこさしむべし。
- 一 「あやしき云々」の御歌については、一視同仁の大御心に感泣せしむべし。

一金剛石の御歌につきては、皇后陛下が、教育のことに御心を留めさせたまふことの深きを説き聞かせ、兒童をして、日夕、この御歌のむねを服膺せしめ、もって、勉學の伴侶たらしむべし。

主要なる設問

天皇陛下の御聖徳の一斑をのべ奉れ。

陛下が、帝國憲法を發布したまへる御旨趣をのべ奉れ。

皇后陛下の、女工をはげまされたまふことにつきて、知れるところをのべ奉れ。

皇后陛下の御仁徳につきて、知れるところをのべ奉れ。

「みがかずば云々」の御歌の大意をのべ奉れ。

「あやにしき云々」の御歌の大意をのべ奉れ。

金剛石の御歌をとなへ奉れ。

第二課 中江藤樹先生立志

本課の目的

學業を修めんには、まづ、志を立てて、刻苦勉勵すべきこと、および、一旦立てたる志は、いかなる障礙に逢ふとも、中途にして廢すべからざることを教へんとす。

本課の要項

- 一 先生の幼時の生活並に、勉學の有様。
- 一 先生が、讀書中よき文句を寫し取り、壁に貼りて、みづから戒められしこと。
- 一 先生が、大學の一句に感じて、志を立てられしこと。

一 讀書の心得。

一 志あるものは、つひに、事を成しとぐる事。

教授上の注意

一 先生が、はじめ、小川村に居られし時には、わづかに、父より假名名頭等を習はれしに過ぎざりしこと、祖父に養はれて、士とならるるに至りて、大いに勉學の便宜を得られしこと等を説きて、本課の教授に入るべし。

一 先生が、かく、勉學の便宜を得て、勉強せらるる中、ふと、大學の一句に感じ、奮然として志を立てられし活眼のほどに感ぜしむべし。

一 先生が、格言を壁にはりつけて、みづから責められしは、もつとも、よき修徳法なることを知らしめ、兒童をして、倣ふと

ころあらしむべし。

一 當時の武士は、武藝のみを事として、學問の大切なるを知るものなかりしに、先生が、率先して、これを修め、かつ、他の武士の嘲笑するをもかへりみず、その志をまげられざりしは、まつたく、先生が、忍耐と勇氣とに富まれしが故なることを知らしめ、兒童をして、感奮せしむべし。

一 人は、働かねばならぬものなることを明らかに兒童の腦中に銘せしめて、いたづらに食らひ、いたづらに衣ることの、大いなる罪惡なることを悟らしむべし。

主要なる設問

先生の、幼時勉學せられし有様を語れ。

先生の、志を立てられし顛末を語れ。

先生は、いかにして、おのれの徳を修められしか。

書物を讀むときの心得は、如何。

學問せんには、いかなる心がけを要するか。

汝ら、勉學の途中、もし、障礙物に出逢ひたるときは、如何せんとするか。

「なさはなり云々」の歌の意を問ふ。

第三課 中江藤樹先生恭敬

本課の目的

先生が、禮を修められしことを教へ、兒童をして、恭敬の心をおこさしめんとす。

本課の要項

一 先生がある日、晝食にあたりて獨言せられしこと。

一 先生の、禮を修められしこと。

一 先生の、恭敬なりし有様。

一 高慢のいやしむべきこと。

一 卑屈のいやしむべきこと。

一 自信自重の必要なること。

教授上の注意

一 前課を復習して、本課教授の豫備とすべし。

一 先生が、食にあたり、箸をおいて、三つの恩を感じられ、「これ

に報いんために、學を修め業を習ひて、有爲の人たるべし。」

と、獨言せられし條については、よく、各兒童の實際の有様

と比較せしめわれらも、また、學を修め智を研き、善良なる

- 人となりて、君父の恩に報いんと志をおこさしむべし。
- 一 先生が恭敬にして、日々の行ひを慎まれしことを授くるにあたりては、起居進退言語衣服等は、整正なるべきこと、幼少の時の習慣は、第二の天性ともなるものなれば、よく注意して、人の正しき行ひを見ならひ、長者の教へをまもりて、善良なる習慣を作るべきこと等を教ふべし。
 - 一 先生が藩主家老等にあはるれば、途をよけて、うやうやしく禮せられしことを授くるにあたりては、長者に對する禮法・心得等をくはしく教へんことを要す。
 - 一 本課中、作法に屬する部分は、兒童をして、實地に演習せしめんことを要す。
 - 一 人と交はりては、たがひに、禮儀を重んじ、その人の身分に

應じて、相當の禮をなすべきこと。重きにすぐれば、卑屈となり、輕きに失すれば、高慢となること。卑屈と高慢とは、いづれも、卑しむべく、惡むべきこと等を知らしめて、よく訓誨せんことを要す。

主要なる設問

- 先生は、十二歳の時食にあたりて、如何なる事を感じられしか。
- 君父の恩に報いんには、如何にして可なるか。
- 長者に對する心得をとふ。
- 同輩および卑僕に對する禮儀如何。
- 自信自重とは、いかなることか。

第四課 中江藤樹先生孝行

本課の目的

孝は、百行の本なることを知らしめ、兒童をして、孝道を行はしめんとす。

本課の要項

- 一 先生の祖父母の死なれしこと。
- 一 先生の父の死なれしこと。
- 一 先生が、母を慰めんために、歸國せられしこと。
- 一 先生が、母に孝養をつくさんことに、心を砕かれしこと。
- 一 身を立て名をあらはすは、大いなる孝道なること。

教授上の注意

一 先生が、祖母の看病に力をつくされしかど、そのかひなく

して、果てられし條については、先生の悲歎に同情を表せしめ、かつ、引きつづきて、一人の祖父および父をも失はれしは、人生の災厄不幸の極みなることを説話し、孝心深き先生の當時の心狀、果して如何なりしかを思ひおこさしめ、兒童をして、平生、父母はもちろん、祖父母等に孝養を盡くすべき事を感じしむべし。

一 先生が、一身の榮達を顧みずして、國にかへらるるに至りし心情につきては、くはしく了解せしめ、その孝心の深きに感ぜしむるを要す。

一 孝は、百行の本にして、もつとも、大切なることを教へ、父母、祖父母に對する平時の心得、父母、祖父母の病中における心得等をも示すべし。

一 父母祖父母に對する孝行の道をおしひろめて、祖先を敬ふべきこと、追善供養を怠るべからざることを教ふべし。
一 先生が、君侯の命を重んぜられ、官を辭せらるる時の順序、その宜しきを得たることを説きて、孝心あつき先生は、また、忠義にもあつかりしことを悟らしむべし。

主要なる設問

諸子は、先生の行爲につきて、如何なることを感ぜしか。
先生の官をすてて歸郷せられしは、何故なるか。
遠き他郷にありて、父母を慰安せんには、如何にして可なるか。
父母祖父母等の病氣にかかられし時の看病の心得をとふ。

諸子、目下の境遇にありて、父母を慰安せんには、如何にしてよきか。

第五課 中江藤樹先生齊家

本課の目的

家を齊ふる方法を教へんとす。

本課の要項

- 一 先生の酒店をはじめられし次第。
- 一 先生の酒店の繁昌せしこと。
- 一 先生の活計の豊かになりし次第。
- 一 先生の夫人のこと。
- 一 家を齊ふる道。

教授上の注意

- 一 勤儉貯蓄の必要。
 - 一 吝嗇と節儉との別。
- 一 先生が、聖人とも敬ひ尊ばるる身にてありながら、店をひらきて、みづから、酒をうられしは、兒童が、農工商などの實業をいやしむを矯むるによき例なれば、これによりて、職業に貴賤なきことを知らしむべし。
- 一 先生が、經驗なき商業に従事せられたるにも拘はらず、その店の大いに繁昌し、利潤を得ること多かりし條につき、ては、商業は、信用によりて榮え、信用は、正直によりて得らるるものなれば、商家の第一に務むべきは、正直をまもるにあることを知らしむべし。

- 一 孝養をつくさんには、財政を豊かにする必要あることを知らしめ、先生が、家政の整理に意を用ゐられしは、まったく、至孝の誠意より出でしことを知らしむべし。
- 一 勤儉貯蓄は、人の獨立の基なれば、幼少より、この風を養成し、まづ、おのれの獨立をたしかにして、一家をおこし、進みて、一國を富強にせんと、の志望を振起せしむべし。
- 一 金錢は、貴重なるものなれど、いたづらに、これを貯へて、散ずべきときに散ぜざるは、その道を得たるものにあらずること、を問答し、節儉を誤りて吝嗇に陥らざるよ、注意せしむべし。

主要なる設問

先生は、何故に、酒店を開かれしか。

身を立て家をおこす要件は何々なるか。
金錢の大切なるは何故なるか。
先生の夫人の行ひにつきて、感ぜしことを語れ。
商業に正直を必要とするわけは、如何。

第六課 中江藤樹先生勇氣

本課の目的

人には眞の勇氣の必要なることを教へんとす。

本課の要項

- 一 先生の、盜人にあはれしこと。
- 一 先生の、沈勇なりしこと。
- 一 盜人どもが、先生に謝罪せしこと。

教授上の注意

- 一 盜人どもが、先生の教訓に服せしこと。
 - 一 人は、勇氣あるべきこと。
 - 一 眞の勇氣を養ふべきこと。
- 一 先生が、白刃をもおそれず、如何に處置すべきかをしづかに思考せられし事を授けては、人は、何事の生ずるありとも、みだりにうろたへおそるることなく、熟考して後、處置すべきことを知らしむべし。
- 一 先生が、盜人を相手にして勝負せんとはれし條を授けては、先生が、凜としてその主張を托げられず、泰山後に崩れ白刃前に閃くも、すこしも恐れらるる色なかりし大勇に感ぜしむべし。

一 盜人が、中江先生の名を聞きて、大いに驚き、その罪を謝せし事については、先生の徳が、かかる悪人の間にまで知らるるに至りしことを知らしめ、あはせて、高德の人には、悪人も敵對し得ざるものなることを悟らしめて、ますます、先生の高德を景仰欽慕せしむべし。

一 先生が、かかる悪漢に對してまでも、その無禮をゆるして、道を説かれしことを授けては、先生の、徳高くして仁愛の厚かりしに感ぜしめ、また、過を改むるは、極めて、善事なることを告げ、兒童をして、改過移善の旨を會得せしむべし。

一 大勇の重んずべきを知らしむると同時に、匹夫の勇の卑しむべきを説き、一時の血氣にはやりて、みだりに、粗暴の振舞をなし、禍害を招かざるよ一誨諭すべし。

主要なる設問

先生の沈勇なりし事を語れ。

先生が、賊に對し、奮然勝負せんといはれしは、何故か。

先生の徳の高かりし一例をあげよ。

先生が、盜賊を諭されし心は、如何。

匹夫の勇と眞の勇とは、如何なる相違あるか。

第七課 中江藤樹先生公益

本課の目的

公益のために力をつくすべきことを知らしめんとす。

本課の要項

一 先生が、學弊を矯正せられしこと。

- 一 先生が奢侈を誡められしこと。
- 一 先生の公益の事業に力をつくされしこと。
- 一 實學を重んずべきこと。
- 一 實業を勵むべきこと。

教授上の注意

- 一 先生が門人に學問の目的を諭されし條につきては、よくその意のあるところを了解せしめ、現今の學生の實學を輕んずる傾あるを誡しむべし。
- 一 先生が外國品を用ゐることにつき、世人を警められし條については、奢侈と節儉とが國家の經濟に影響することの至大なる所以を知らしめて、奢侈の戒むべきと節儉のつとむべきとを教ふべし。

- 一 わが國人は、舶來品といへば、何にても選びなく買ひ求めて、不急の虚飾をなす風あり。これ、まさしく、わが國の金銀を外國へ濫出して、國を貧しくする所以なることを教へ、先生の警語と對照して、深く、先生の卓識に感ぜしむべし。
- 一 先生が、農民にすすめて、樹木を植ゑしめられし事については、材木の利用多きこと、殖林の事業が、國家の經濟に大關係あること等を説き示し、兒童をして、奮って、これらの事業に従事せんとの心をおこさしむべし。

- 一 本邦人の弊とするところは、公益を思ふ精神に乏しく、ややもすれば、おのれ一人の利益をのみ謀りて、他を顧みざることにある。されば、教師は、西洋諸國の人々が、いかに、公益に注意するかを説き、兒童をして、公益の事業に力をつ

くさんとの心をおこさしむるを要す。

主要なる設問

先生は、學問の目的につきて、如何に、門人を諭されしか。

先生は、國人が、みだりに、外國品を用ゐることにつきて、如何に警められしか。

先生は、國の富強をはかるには、如何にすべきものと諭されしか。

先生が、公益の事業のためにつくされしあらましをいへ。

實學の重んずべき所以を述べよ。

實業の貴ぶべき所以を述べよ。

第八課 中江藤樹先生躬行

本課の目的

人は、躬行實踐を旨とすべきことを知らしめんとす。

本課の要項

- 一 孝は、百行の本なること。
- 一 人は、働くべきものなること。
- 一 怠惰の戒むべきこと。
- 一 人の幸不幸の因て來たる所以。
- 一 規律と時間とを大切にすべきこと。
- 一 智徳を磨く目的は、これを實行して、世を利し國を益するにあること。

教授上の注意

一 先生が、門人に諭されしことについては、學問の目的は、要

するに、知能を啓發し、徳器を成就するにあれば、學と徳との偏重偏輕なきよ一務むべきことを、よく、兒童に會得せしむべし。

一 先生が門人の怠惰を戒められしことについては、何事をなすにも、つねに勉め勵み、遊惰安逸の劣情を制するに勇ならざるべからざることを知らしめ、もつて、兒童に奮勵心をおこさしめんことを要す。

一 人は働かんがために云々を授くるにあたりては、人には、かならず、定まりたる仕事あるものなれば、老若男女の別なく、それぞれ、おのれの仕事に専心従事すべきことを知らしめ、かつ、兒童ら今日の仕事は、學問の修業にあれば、日々の課業に出精すべきよ一諭さんことを要す。

一 時間を無益に過ごすは、多くは、事に規律なきに因るものなれば、すこしの時間にも、有益なる事に消費せんと欲せば、事をなすにあたりて順序を立て、規律を確守すべきことを知らしむるを要す。

一 智を研き徳を修めたりとも、これを實際に活用して人を益し國を利せずば、その効なきことを知らしめ、もつて、修學の目的を明らかならしむべし。

主要なる設問

孝は、百行の本なりとは、如何なることか。

先生の門人を教育せられし状況をのべよ。

規律の必要なる所以をとふ。

時を無益に費やさざるよ一にするには、如何にすべきか。

智徳を研く目的は、何處にあるか。

二八

第九課 瓜生岩女史貞淑

本課の目的

瓜生岩女史の善行によりて、女子の心得べき諸徳を教ふ。

本課の要項

- 一 女史の父母の、女史の教育に心を用ゐられしこと。
- 一 女子は、學藝に熟すべきこと。
- 一 女史が、學藝に熟達し、かつ、品行正しかりしこと。
- 一 女史が、嫁して後、よく、舅姑と夫とに事へられしこと。
- 一 女史が、婢僕をあはれまれしこと。
- 一 女史が、夫に別れし時のこと。

一 女史の決心。

教授上の注意

一 女史の幼少の時の事項を授くるには、兒童等の實際に徴して、その感情を興奮せしめ、禮儀作法を習ひて、平素の舉動をつつしむべきこと、温和順良の徳を養ふべきこと、普通の學問を修めて、日用の知識を備ふべきこと等を知らしむべし。

一 女史が、舅姑および夫に事へて、孝貞の行ひあつかりしこと、女史の一家のよく和合したりしこと等を説くにあたりては、一家團樂の楽しみは、人生無上の快樂なること、一家の和合をはかるは、主婦たるものの務なること等を知らしむるを要す。

一 女史が、夫の死後、雄々しき決心をなして、家を治め、なほ、公益をはからんとせられしことによりて、女は、一たび嫁せし後は、いかなる艱難苦痛にあふとも、夫の家を大切にまもり、舅姑に事へ、遺児を撫し、不幸を移して幸福を得る道をはかるべきことを教ふべし。

主要なる設問

女子に必要な性情、如何。

瓜生岩女史の行につきて感ぜしところをいへ。

第十課 瓜生岩女史・慈善

本課の目的

慈善の大切なること、および、いかにして慈善をなすべき

かを知らしめんとす。

本課の要項

- 一 女史が、家人をいましめしこと。
- 一 女史が、廢物を利用して、貧者を救はれしこと。
- 一 女史が、孤兒、貧兒を養育せられしこと。
- 一 女史が、多年、育兒の事に力をつくされしこと。
- 一 福島縣育兒會の成り立ちしこと。

教授上の注意

- 一 前課を復習して、女史の決心を思ひおこさしめたる後、本課の説話に入るべし。
- 一 慈善の行爲は、人を愛しあはれむの至情より出でざるべからざること、名を得んがため、あるひは、報いを得んがた

めにする慈善は、決して眞の慈善にあらざることを知らしむべし。

一 女史が育兒會をおこして、孤兒を養育せられしがごときは、博愛の至誠より出でたるものなることを知らしめ、敬慕の情をおこさしむべし。

一 孤兒・貧兒のあはれむべきことを説きて、兒童に同情を表せしめ、かつ、かれらは、生活の道を得ることかたく、教育を受くることも出来ねば、生長すに従ひ、いよいよ不幸におちいり、その極つひに、不正のことをなし、世を害ふことあるを知らしめ、これを救ふことの、いかに善良なる行爲なるかを悟らしむるを要す。

主要なる設問

汝らは、孤兒・貧兒を見たるときは、如何なる感をおこすか。

慈善の事業とは、如何なる事業なるか。

慈善を施すに必要な心がけを問ふ。

瓜生岩女史の、慈善の行ひあつかりしことを語れ。

第十一課 瓜生岩女史愛國

本課の目的

男女を問はず、國を愛する心なかるべからざることを知らしめんとす。

本課の要項

一 女史が、雪鞋を工夫せられしこと。

一 女史が、雪鞋を献上せられしこと。

一 朝廷より、女史に褒章を賜はりしこと。
一 女史死後の榮譽。

一 女子のつとむべきこと。

一 日々の費えを節して、愛國慈善の事に用ゐるべきこと。

教授上の注意

一 明治二十七八年日清戦役の當時を追懷せしめて、豫備とすべし。

一 女史がその身にかなふ忠義の道をつくさんと決心せられしことを説くにあたりては、報國の志あるものは、かならず、その志を達する道あることを知らしむべし。

一 女史が草鞋をつくる費用をつのらんがため、七十の老體を厭はず、東西に遊説せられしことによりて、國をまもる

は、兵士のみのもつとめにあらざること、國民みな、心を一にして、國家のためにつくすべきこと等を知らしむべし。

一 朝廷より、藍綬褒章を賜はりしこと。皇后陛下より、時服を賜ひしこと。および、病中に御菓子を下されしこと等は、ともに、女史の無上の名譽にして、まったく、女史の至誠の然らしむるところなるを知らしめ、その高風を敬慕せしむべし。

一 銅像を設立せられしは、女史が世人に敬慕せらるることの深きによるものなることを附説すべし。

一 日々の生活上、わづかなる點にも注意して、節儉をつとむれば、多くの人を救ひ、大いなる國益を圖ることを得べきものなるを教へ、女史が、その家族を誠めし事に對照して、

節儉の大切なるを悟らしむべし。

主要なる設問

軍人の愛國とは、如何。

一般人民の愛國とは、如何。

瓜生岩女史の愛國の行爲をいへ。

瓜生岩女史の光榮をのべよ。

汝らが、今日の場合における愛國の方法は、如何。

第十二課 母の務

本課の目的

母として、子女を教へ育つる道を知らしめんとす。

本課の要項

- 一 母は、子供の教育に注意すべきこと。
- 一 子供は、親しむ人の感化をうくるものなること。
- 一 子供に對しては、寛嚴よろしきを得べきこと。
- 一 みだりに、呵り罵り、打ちたたきなどすべからざること。

教授上の注意

- 一 子女の、賢きものとなるも、愚かなるものとなるも、主として、母の育て方のよしあしによることを説きて、母親の責任の重大なることを知らしむべし。
- 一 子供は、もつとも、よく、母の行爲を模擬するものなれば、母たるものは、つねに、言行をつつしみ、善良なる感化を兒童に及ぼすべきよー諭さんことを要す。
- 一 母が、愛をもつて子に對するときは、子も、また、母になづく

こと深く従ひて、子の受くる感化も深厚なるべけれども、愛におぼれて、子の行爲を規制せざるときは、氣ままの習慣を馴致し、親のいましめをも用ゐざるに至るものなれば、寛嚴そのよろしきを得べきことを知らしむべし。

主要なる設問

「子を教ふるは、母を教ふるにしかず。」とは、如何なることか。
子を育つる上において、母の責任の重きことを語れ。
子を育つるに、愛に過ぐれば、その結果如何。
子を育つるに、嚴に失すれば、その結果如何。

第十三課 細井平洲先生勤學

本課の目的

身を立て家をおこし、また、國家につくさんには、まづ、智を磨き、徳を修むることの必要なるを説きて、勤學の志氣をはげまさんとす。

本課の要項

- 一 平洲先生の幼時。
- 一 先生が、京都に遊學せられしこと。
- 一 先生が、京都遊學中儉約せられしこと。
- 一 先生が、田地を辭して、學費を請はれしこと。
- 一 先生が、獨學せられしこと。
- 一 學問するに就きての心得。

教授上の注意

- 一 先生が、京都に上りて修學せんことを父母に請はれしは、

その志の大きいなるによることを知るに足るべければ、よくこれを兒童らの實際に引きあてて、想像せしむべし。

一 先生が、師とすべき人を發見する能はずして、國にかへられしことにつきては、先生の學徳の、この時、すでに尋常ならざりしことを知らしむべし。

一 先生が、京都にありし間、奢侈・遊惰・娛樂等に、心を移さずして、節儉をつとめ、ひたすら勉學せられしことを説くにあたりては、今日の學生の遠く他郷に遊學せるものが、不正の快樂にふけりて、眞の目的を忘れ、救ふべからざる大墮落をなすもの多きは、その精神の堅からざるによるものなること、および、いやしくも、修學に志あるものは、質朴を旨とし、勞苦を意とせず、堅き精神を持して、その志を達せ

ざるべからざる事を教訓すべし。

一 先生が、田地を辭して學費を父母に請はれたるは、その志の大きいなりしによることを了解せしめ、いかなることをなすにも、小成に安んぜず、進取の勇をはげまし、大成を期すべきことを諭すべし。

一 本課は、平洲先生が、智徳を修養せんとの志を成就するまでは、如何なる事にも心を移さず、進み進みて止まざりし旺盛なる精神を、十分、兒童に了解せしむるにあれば、その心して教授すべし。

主要なる設問

學問は何のためにするか。

學問なきものの不自由なる例をあげよ。

汝らの中に、學問にて身を立てんとするものありや。修業中の心得は、如何。

汝らは、半途にして學費に窮することあらば、如何にするか。

細井平洲先生の勉學せられしことを語れ。

第十四課 細井平洲先生尙師

本課の目的

學藝を修め、知徳を研かんには、よく師の訓を守らざるべからざることを知らしめ、敬師の情を養はんとす。

本課の要項

一 先生が、中西淡淵先生の門に入られしこと。

- 一 淡淵先生が、一の茶碗を先生に贈りて、先生を戒めしこと
- 一 先生が、師訓を大切にまもられしこと。
- 一 師恩の大いなること。
- 一 師に事ふる道。

教授上の注意

一 淡淵先生が、先生に碗を與へしは、質朴寛容の徳を先生に守らしめんとの意なりしことをよく了解せしめ、あはせて、子弟の進歩發達を願ふ心の切なるは、いつれの師も、みな、同様なることを知らしむべし。

一 先生が、數十年の久しき間かはることなく、淡淵先生の贈りし碗を大切にし、その訓へを守られしは、先生が、師を敬ふことのいかにあつかりしかを見るべし。教師は、よろし

く、十分に、先生の心情を述べ、児童をして、感激せしむべし。
一 師は、知を開き徳を研くものなれば、父母につく恩人なること、および、よく師訓を守るは、師を敬ふ所以なることを教ふべし。

一 先生の夫人が、よく先生の言葉を守りて、その茶碗を大切にし、僕婢にまでもいひ聞かせて、ひび一つだに入れられざりしは、夫を信じ、夫を敬ふ所以なることをも知らしむべし。

主要なる設問

師と父母との差異は、如何。

師の教を守るには、如何にすべきか。

淡淵先生が、先生に茶碗を贈りし理由、如何。

平洲先生の、師訓を守られしことを語れ。

師の病にかかられしときは、如何すべきか。

遠方にある舊師に對しては、如何すべきか。

第十五課 細井平洲先生友誼

本課の目的

朋友と交はるには、信義を旨として、あひ助けあひ救ふべきは、もちろん、いやしくも、榮枯盛衰によりて、その交誼を變ずべからざることを知らしめんとす。

本課の要項

一 先生が、二友、および、その家族を世話せられしこと。

一 三家族の和合せし有様。

- 一 先生が、二友の遺族を世話せられしこと。
- 一 友に交る心得

教授上の注意

- 一 先生が、久しき間、二友の家族を世話せられしは、友誼にあつかりしによることを了解せしめ、かつ、三家族同棲して、その輯睦日にあつかりしは、まったく、先生が、寛大にして、よく友人を遇せられしによれることを知らしむべし。
- 一 先生は、二人の友人の死せし後に、よく、その妻子を世話し、小川氏の女は、資装を整へて、人に嫁せしめ、飛鳥氏の男は、學業を授けて、尾張侯にすすめられしことを説きて、その友情のあつきに感ぜしむべし。
- 一 最後に、卑近なる事例を擧げて、友を擇ぶことの大切なる

を會得せしむべし。

主要なる設問

- 友に交はる道は、如何。
- 先生の友誼にあつかりし有様を語れ。
- 汝らが、従來友に交はりし方法を反省せよ。
- 「人は善惡の友による。」とは、如何なる意か。

第十六課 細井平洲先生寛恕

本課の目的

寛大・仁慈の心を養ふ。

本課の要項

- 一 門人らが、つねに、先生の恩に服せしこと。

- 一 門人の一人が、先生の金を消費せしこと。
- 一 先生の寛大仁慈なりしこと。
- 一 門人が、過ちを改めしこと。
- 一 人には、思ひやりの心の必要なること。
- 一 婢僕の取り扱ひ方。

教授上の注意

- 一 先生が、金を消費せし門人を、すこしも咎められざるのみならず、その太刀の汚れたるを憐み、おのれの太刀をめぐまれしが如きは、先生が、いかに、寛仁の心に富まれたるかを見るに足れば、懇切に、これを談話して、兒童の感情をひきおこさんことを要す。

- 一 その門人が、先生の徳に感じ過ちを改めて、善人となりし

ことを談ずるにあたりては、人に對するに好意をもつてすれば、よからぬ行ひある人も、みづから、その良心に恥ぢて、改心するものなることを知らしむべし。

- 一人は、みづから責むること酷なるべく、人を責むることむしろ寛なるべし。しかるに、世には、これに反し、おのれを責むること寛にして、人を責むるに酷なるもの多し。ことに、兒童は、人を容るる量に乏しく、おのれの氣に合はぬことあるときは、ただちに怒りて、人をうちたたくなどのことありがちなれば、十分に誠めを加ふべし。

- 一 婢僕を取り扱ふ心得も、また、便宜附説するを要す。

主要なる設問

先生の寛仁なりし一例を擧げよ。

門人は、何故に、いったん、暇を乞ひながら、ふたたびかへり來たりしか。

人の過ちを、一々咎むるときは、その結果、如何。婢僕を取り扱ふには、如何なる注意を要するか。

第十七課 細井平洲先生禮敬

本課の目的

人は、つねに、容姿を正しくし、言語動作をつつしみ、一舉一動も、禮儀にかなふよりに心掛くべきことを教へんとす。

本課の要項

- 一 先生が、上杉鷹山公の招きに應ぜられしこと。
- 一 先生が、人民を愛せられしこと。

- 一 先生の禮容の、敵を服せしめしこと。
- 一 禮儀をまもらねば、人の尊敬を受くること。
- 一 禮は、形よりも心の大切なること。

教授上の注意

- 一 先生の、米澤にて、人民を愛せられしことについては、前課、先生の仁慈を對照して、教授すべし。
- 一 兒童は、人に交はる道を知らず。おのれありて、他あるを知らざれば、あらあらしくふるまひ、いやしき言葉を用ゐなとして、人に對して禮を失ふこと多きゆゑ、ことに、注意をあたへざるべからず。
- 一 米澤の藩士中、先生をしりぞけんとはかりしもの、つひに、先生に服せしこと、および、一たび、先生に遇ひしもの、

永く先生を慕ひしこと等によりて、禮儀をつつしむものは、人より敬慕せらるるものなることを知らしむべし。

一 吉田某の、意氣軒昂、刀を手にして、先生の失言を待ち居りしさま、先生の、謹嚴莊重、言容共に恭しかりしさまなど、いづれも、その眞を寫し、兒童をして、目睹の思あらしめ、知らず識らず、容義を正しうせしむべし。

一 幼少の時より、禮讓の道を知らず、世に高ぶることを好み、人に下ることを厭ふ風習を馴致せば、のち、世に出づるにあたり、かならず、人に疎んぜられ、その一生を不快にて送るに至るべきものなれば、幼時より、禮讓を守る習慣の大切なることを知らしむべし。

一 禮は、内心の誠の、外にあらはれたるものなれば、まづ、恭敬

の心を内に養はざるべからず。しからざれば、虚禮にととまり、偽善たるに過ぎざることを教ふべし。

主要なる設問

先生の仁慈の行ひにつきて、知れるところをいへ。

先生が、禮儀の正しかりしことを語れ。

吉田某は、何故に、先生を害せんとせしか。

吉田某が、害を先生に加ふる能はざりしは、何故ぞ。

おのれ、禮敬をまもらば、人が、おのれに對して、如何に處するか。

第十八課 新井白石先生精勵

本課の目的

立志の必要なること、および、如何なる天才の人も、勤學の功を積むにあらずば、十分その才力を發揮すること能はざることを知らしめんとす。

本課の要項

- 一 先生が、日課を勉強せられしこと。
- 一 先生が、十歳の時、父の手紙を代書せられしこと。
- 一 先生が、翁問答を讀みて、道に志されしこと。
- 一 先生が、養子の申し込みをことわられ、獨力にて苦學せられしこと。
- 一 時間を惜んで、勉強すべきこと。

教授上の注意

- 一 先生が、三歳にして、よく、文字を書かれ云々を説きては、天

才あるもの、かへって、身を誤ること多きことを知らしめ、先生の成効は、先生の天稟の美なりし故のみにあらずして、實に、螢雪の苦をつみて、研鑽怠られざりし結果なることを會得せしめ、兒童の勉強心を鼓舞獎勵せんことを要す。

- 一 先生が非常に勉強して、その日の日課を終へられしが如く、人は、その時その時の仕事をば、かならず、果たすべきこと、學問は、身心の壯なる少年時代に十分勉強めざれば、老いて、後悔するに至るべきこと等を知らしめ、古人の「今日學ばずとも、明日ありといふことなかれ。云々」青年は、重ねて來たらず。一日は、再、晨なり難し。などの誠を、よく會得せしむべし。

一先生の立志の條につきては、人は志を立て、目的を定めて事をなさば、何事にも成らざることなき理を會得せしめ、兒童の奮勵心をおこさしむべし。

一先生が浪人して、しばしば饑餓に迫られしことありしにもかかはらず、豪商より養子にもらはんと申し込まれしをことわれしことを授けては、先生が、いかに、獨立進取の氣象に富まれしかを覺らしめ、その高風を慕はしむべし。

主要なる設問

天才ある人の、かへって、成効せざるは、何故ぞ。

先生の大學者となられしは、何に原因するか。

先生が、養子となることをこばまれしは、何故ぞ。

「今日學ばずとも、明日ありといふことなかれ。今年勉めずとも、明年ありといふことなかれ。」とは、如何なることぞ。

第十九課 新井白石先生成業

本課の目的

先生が、各種の事業を經營して、世に鴻益をのこされしことを教へんとす。

本課の要項

- 一先生が、綱豊卿の侍講となられしこと。
- 一先生が、將軍をたすけて、政事を改められしこと。
- 一先生が、朝鮮の使者をとりあつかふ禮を改められしこと。

教授上の注意

- 一 先生が書を著し、世を益せられしこと。
 - 一 勉強は、天才にまざるること。
- 教授上の注意
- 一 先生が悪しき政を改めしめられしは、卓抜なる見識ありしによること、その見識は、勉學の結果にあらずば得られざること等に注意せしむべし。
 - 一 先生が朝鮮の使者のとりあつかひを改められしこと、またの著書を公にせられしこと等は、みな、顯著なる事業なれば、十分に、先生の功勞を發揮せんことを要す。
 - 一 封建の世門閥の極めて尊重せらるる當時にありては、如何に才徳の衆に超ゆるものも、容易に封侯を得ること能はざりしことを説き、先生が、從五位下筑後守に任ぜられ

主要なる設問

しが如きは、まったく、その才徳の、遠く時流に卓絶せられしによれることを語り聞かすべし。

主要なる設問

先生が、將軍を補導誘掖せられし有様を語れ。

先生は、何故に、朝鮮修好の禮を正さんとせられしか。

先生は、如何様に、朝鮮修好の禮を改正せられしか。

先生が、封侯の榮を得られし、所以を語れ。

先生が、世を益せられしおもなる事業をいへ。

玉磨かざれば、光りなし。云々とは、如何なることか。

第二十課 國民の務 (二)

本課の目的

國民たるものつくすべき義務の一斑を教へんとす。
本課の要項

- 一 皇室を尊び、國憲國法を重んずべきこと。
- 一 職業を大切につとむべきこと。
- 一 職業に貴賤なきこと。
- 一 國民教育と國家との關係。
- 一 國民には教育を受くべき義務あること。

教授上の注意

- 一 われら國民が、今日、枕を高くして安眠することを得るは、政府が、われらの生命と財産とを保護するによる。されば、國民たるものは、國家に報ゆる義務あるべきことを知らしめて、本課の教授に入るべし。

- 一 憲法は 皇祖 皇宗の遺訓に基づき、國家の隆盛を進め、臣民の幸福を増さんとすの思召によりて、わが 天皇陛下の發布せさせたまへる萬世不磨の寶典なれば、われら臣民の、畏み慎みて遵奉すべきものなることを教ふべし。
- 一 法律は、一國の安寧秩序を維持し、人民の生命財産を保護するものなれば、國民たるものは、これに服従する義務あることを理解せしめ、勅語に、國憲を重んじ國法に遵ひと、仰せられしは、このことなるをよく論し聞かすべし。
- 一 國家の富強をはかるは、國民の義務なることを話すにあたりては、國民たるものは、各自の職業を勵みて、殖産の道を講ずべきこと。無職無頼、人の憐みを乞ひて、衣食するもの、の卑しむべきこと等を話し聞かせ、職業の重んずべき

こと、および職業に貴賤の別なきことを知らしむべし。
 一親として、その子を教育すべきは國家に對する義務の一なることを教へ、かつ、兒童をして、家庭の事情の許す限り、高等の學校に進みて、自己の學徳を研磨し、他日國家有用の材たらしめんことを志さしむべし。

主要なる設問

憲法の大切なる所以を語れ。

國民の國家に對してつくすべき義務は何んか。

第二十一課 伊東忠三氏勉強

本課の目的

事業をなさんには大成を期すべきものなることを知ら

しめんことす。

本課の要項

- 一 伊東忠三氏の幼時。
- 一 氏が父にはかりて、志を立てられしこと。
- 一 氏が、ボストンの工業學校に入學せられしこと。
- 一 氏が卒業の後、ニューヨークにて實地練習の功を積まれしこと。
- 一 學術を研究すべきこと。

教授上の注意

一 氏の幼少のころは、わが國における學問事業の進まざりし時代なるを知らしめ、學術研究の容易ならざりしことを覺らしむべし。

一氏が英學を習ひ、なほ進みて、米國に遊學せられしことを教ふるにあたりては、すべて人は、小成に安んずることなく、いかなる困難にもうち勝ち、大成を將來に期せんとの覺悟あるべきことを諭すべし。

一海外諸國との交通の、いよいよ頻繁となるに従ひ、外國人は、次第に入り來たりて、農に工に商に、何にても利のあるところに、文明の學術を應用して、われらと競争するに至るべければ、今後、世に立たんとするものは、その考へ、おのづから、父祖の世に處したるとは、異ならざるべからず。されば、教師は、兒童に、わが國の農工商、および、學術進歩の有様を知り、進みて、世界の有様をも一通り研究して、實業にまれ、學問にまれ、人に優ることを心がけ、もつて、外人に一

歩をも輸せざらんことをつとむべき旨を教ふべし。

主要なる設問

伊東忠三氏が、志を立てられし次第を述べよ。

氏が、苦學せられし次第を語れ。

學術の研究の必要な所以を問ふ。

外人と競争して、すこしも後れを取らざらんことを思はば、如何なることに心がくべきか。

第二十二課 伊東忠三氏公益

本課の目的

學術を修め、智識を磨くは、これを應用して、公益を廣め、世務を開かんがためなること、および、工業の重んずべきこと

とを知らしめんとす。

本課の要項

- 一氏が機業會所を設けられしこと。
- 一氏がフランネル製造法を改良せられしこと。
- 一工業の發達をはからざるべからざること。
- 一わが國現時の貿易の景況。
- 一自修工夫の大切なること。

教授上の注意

一氏が機業の改良に著手して、しばしば失敗せられしことについては、いかなる事業も、たやすく成功するものにあらざること、研究をつみ精練をへて、はじめて、成功にいたることを知らしめ、事にあたりては、熱心と勇氣と忍耐と

の必要なることを知らしむべし。

一氏が、京都西陣の紋織製造機械を造り、また、綿フランネルの製造機械、および、その染め方などを工夫して、舶來のフランネルの輸入を減せしめられしことを授くるにあたりては、氏の苦心の大方ならざりしことを思はしめ、かつ、氏の勇敢なる氣象に感奮せしむべし。

一氏が、國益を圖りて、一身の苦樂艱難をさげざりし善行を賞讃し、私利にのみ汲々たる行爲の卑しむべきことを知らしむべし。

一當時、わが國の貿易の狀況の、輸出少なくして、輸入多かりしことを適切なる事實に照らして、證明し、國産を増して、國家を富ますは、國民の義務なることを知らしめ、兒童を

主要なる設問

して、實業を重んずる心をひきおこさしむべし。

六

汝らは氏の話につきて、いかなることを學びしか。

汝らの身にて行ふべき、公益の事業ありや。

わが國現時の貿易品中のおもなるもの、および、輸入品の

おもなるものは、何か。

輸出を多くせんには、如何にせば可なるか。

第二十三課 伊藤忠三氏發明

本課の目的

發明事業の大切なること、事の大小にかかはらず、つねに、工夫發明に力をつくすべきことを教へんとす。

本課の要項

- 一 氏が、蘭の貯へ方を研究せられしこと。
- 一 氏の研究中の苦心。
- 一 氏が、研究の手がかりを得られしこと。
- 一 發明は、大いなる公益なること。

教授上の注意

- 一 蠶業は、わが國産の主要なるものなれば、この事業に関する改良は、もっとも、必要なることに注意せしむべし。
- 一 氏が、蘭の貯へ方の改良に工夫を凝らし、いかなる失敗にも撓まれざりし忍耐の氣象に感奮せしむべし。
- 一 氏は、佛國人が、氏の研究に先んじて蘭の貯へ方の發明を上げしことを聞きて、大いになげかれしこと、および、氏が、

試験中、硫化炭素の爆發によつて、大いなるけがをせられたるにもかかはらず、痛みを忍びて、翌日より研究をつづけられしことについては、氏の精神のあるところを知るに足るべければ、丁寧に、説示せんことを要す。

一 元來、わが國人は、歐米人に比して、剛毅忍耐の精神に乏しきが如し。されば、古來、大發明をなしし人稀なり。これ、實に、嘆くべきことなれ。今後の國民たるものは奮ひて、歐米人に劣らざるよ—つとむべき旨を諭すべし。

一 すべて、工夫發明をなすには、つねに、そのことを心に置かざるべからず、かく、たえず心を用ゐるときは、見るもの聞くもの、みな、おのれの工夫發明に助けを與ふるものなることを知らしむべし。

主要なる設問

伊東忠三氏が、蘭の貯へ方を發明せられたる顛末を語れ。『發明の如き大事業を成さんには、如何なる精神、もつとも大切なるか。』

忍耐剛毅とは、如何なることか。『如何なる精神、もつともわが國には、古來、何故に、發明家少なきか。』

第二十四課 伊東忠三氏勤儉

本課の目的

勤儉をつとむべきことを知らしめんとす。

本課の要項

一 氏が研究中における貧苦の有様。

一氏が二厘かまどを工夫せられしこと。
 一節儉せんには、細事に注意すべきこと。

教授上の注意

一氏が家産をなげうちて、發明事業に従事せしごとく、よき目的のために資産を消費するは、賞讃すべき事なるを知らしむべし。

一近江の製絲家塚本・山田の二氏が、資金を出だして氏を助けしは、氏の至誠が、人を動かしたりしものなることに注意せしむべし。

一炊事用の火力のごときは、鎖細なる事の一なれど、長き月日を積みめば、大いなる額に達するものゆゑ、氏が、その費えを少なくせんことを工夫せられしは、小なることの一

にて、大いなる節儉なることを説き、兒童をして、みづから、節儉せんとの念をおこさしむべし。

主要なる設問

本課につきて學びたる要旨を語れ。

節儉の大切なる所以を語れ。

汝らの家庭にありて、節儉すべき事項を挙げよ。

汝らの學校にありて、節儉すべき事項は、如何。

第二十五課 國民の務 (二)

本課の目的

國民たるものつくすべき義務の一斑を知らしめんとす。

本課の要項

- 一 國民に参政權を與へられしこと。
- 一 議員選舉の心得。
- 一 納税の必要なること。
- 一 正當に納税の義務をつくすべきこと。
- 一 軍備の必要なること。
- 一 兵役の義務を完うすべきこと。

教授上の注意

- 一 天皇陛下が、かしくも立憲政體を始めたまへるは、千古の御偉業なることを説きて、本課に入るべし。
- 一 議員選舉の大切なること、議員を選舉する標準のこと、および、選舉につきての心得等を會得せしむべし。

- 一 議員選舉についてはあるひは、運動者に左右せられ、あるひは、暴者に強迫せられて、不當の人物を選び、おのれの權利を蹂躪せらるるの、不名譽なることを知らしむべし。
- 一 兵役の義務を知らしめんには、日清戰爭臺灣土匪征伐の大略等より説きおこし、軍備の必要を會得せしめ、男子たるものは、よろしく、忠勇の兵士となりて、護國の任にあたり、もって、一國の光榮を増すべき旨を論すべし。
- 一 軍人は、國家保護の大任を負ふものなれば、その入營し、あるひは、歸休する時などには、相當の禮を加へて、優待すべきを論すべし。
- 一 徴兵検査の際、身體薄弱にして、不合格となるが如きは、極めて不名譽のことなるを知らしめ、もって、平素より衛生

に注意し、身體を健全ならしむるよー心がけしめざるべからず。

一 納税の義務の條においては、國家が國民の生命・財産を保護し、國家の安全を謀るために、莫大の費用を要することを知らしめて、納税の必要なる所以を會得せしむべし。

一 國家の事業の進歩するに従ひ、國民の負擔も、やうやく重くなるべきは、自然のことなれば、國民たるものは、また、これに應じて、殖産興業等の道を講ぜざるべからざること

主要なる設問

「廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。」との勸語の意味をとふ。

議員選舉につきて、注意すべきことを語れ。

納税の必要なる所以を語れ。

税金を納むるにつきて注意すべきことをいへ。

國民は、何故に、兵役に服せざるべからざるか。

軍人を優待尊敬すべき所以をとふ。

K 1211

明治三十四年八月廿九日 印
明治三十四年九月一日 發
明治三十五年二月十九日 訂正再版印刷
明治三十五年二月廿二日 訂正再版發行

高等單級修身教本教員用

定	甲篇	金貳拾七錢
價	乙篇	金貳拾七錢

編者 小山左文二

編者 加納友市

發行兼
印刷者 株式會社 英堂

東京市淺草區老松町三番地

代表者 小林清一郎

東京市神田區南藥物町十番地

發賣所 帝國書籍株式會社

著作權所有

2
2
911

